

秋田公立美術大学キャリアセンター規程

平成29年4月1日

規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田公立美術大学学則（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規定第1号。以下「学則」という。）第5条第2項の規定に基づき、キャリアセンター（以下「センター」という。）に関する基本的事項について定める。

(目的)

第2条 センターは、秋田公立美術大学の学生のキャリア形成支援を促進し、志望する進路に対し、適切な支援を行うことで、本学の教育研究の成果を広く社会に還元できる人材を育成することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

- (1) キャリア教育に関する業務
- (2) キャリアガイダンスに関する業務
- (3) 求人企業等の開拓に関する業務
- (4) インターンシップに関する業務
- (5) キャリアカウンセリングに関する業務
- (6) 前5号に掲げるもののほか、キャリア支援に関する業務

(組織および教員)

第4条 学則第10条に規定するセンター長は、学長の命を受け、センターを運営する。

- 2 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 センター長に欠員が生じた場合の補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 センター長の選考方法は、別に定める。

第4条の2 センター長の命を受けて第3条に規定する業務を行うため、センターに教員を置く。

2 センター長の職務を補佐するため、副センター長を置く。

3 副センター長は、センターの教員のうちからセンター長が選任する。
(委員会)

第5条 センターに必要な応じて、委員会を置くことができる。

2 前項の委員会に関して必要な事項は、別に定める。

(事務)

第6条 センターの事務を所掌するため、センターに事務長を置く。

2 センターに、前項の事務長のほか、その他必要な職員を置くことができる。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(秋田公立美術大学進路・就職委員会規程の廃止)

2 秋田公立美術大学進路・就職委員会規程（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第22号）は、廃止する。

附 則（平成30年3月30日規程第2号）

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年11月27日規程第14号）

この規程は、平成30年11月27日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規程第16号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。